

新監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 30 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

定期監査結果に基づく措置

令和 6 年度第 2 期定期監査（工事監査）結果報告（令和 7 年 3 月 27 日新監査公表第 16 号）分

監査の結果	措 置 内 容	部署
《指摘事項》 対象工事 ：南 2－32 号線外舗装工事(中建第 103 号) 舗装断面の設計における舗装計画交通量を誤っていたもの 中央区役所建設課は、令和 5 年度に契約した「中建第 103 号南 2－32 号線外舗装工事」（以下「本件工事」という。）において、道路の舗装断面の設計に用いる舗装計画交通量を誤り、舗装断面を過大に設計施工していた。この誤りに伴う過大積算額は、約 350 万円にのぼる。 同課は、当該路線の交通量調査結果を基に、建設コンサルタントへ道路詳細設計を委託し、本件工事における舗装断面を設計しており、その際、本市の舗装マニュアルを適用していた。 同マニュアルでは自動車の日交通量のうち、大型自動車の日交通量を舗装計画交通量として、アスファルト層等の道路を構成する各層の厚さを定めるとされており、当該路線の大型自動車の日交通量は 410 台であることから、舗装断面は N5(i)となる。 しかし同課は、誤って、本来、舗装断面の設計に用いることのない、一方向の自動車の日交通量である 2,222 台を舗装計画交通量とし、過大な N6(ii)の舗装断面として設計していた。 また、同課には、業務委託の打合せや検査時、工事発注前の設計図書作成時など、過大な設計の舗装断面であることを確認する機会は幾度もあったが、何ら疑問を抱くことなく、誤った設計の舗装断面のまま施工していた。 設計条件の誤りは、本市に大きな損害を与え	当課職員に対し、適正かつ公正な設計積算業務が行えるよう、下記の再発防止策を実施します。 ①今回の指摘事項について早期に課内研修会を開催し、組織内で課題を共有することで課全体として意識改革を図ります。 ②成果物のある委託業務について、初回及び最終打合せ時において複数人体制での確認を行い、再発防止を図ります。	中央区役所建設課

るリスクがある。このようなリスクを内包しているにもかかわらず、組織として十分な確認を怠ったまま業務を進めていたことは、同課のリスクに対する認識が希薄であるとともに、チェック体制が形骸化していたといわざるを得ない。 今後、同様の誤りが生じないよう、舗装マニュアル等の内容を理解し、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、組織としてのチェック体制を見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。 【合規性】		
《指摘事項》 対象工事 ：水質自動分析装置設置工事(債水施 5 第 1 号) 水質自動分析装置設置工事に適用する積算基準を誤っていたもの 水道局技術部水質管理課は、令和 5 年度に契約した「債水施 5 第 1 号水質自動分析装置設置工事」（以下「本件工事」という。）の積算において、適用する積算基準を誤っていた。この誤りに伴う過大積算額は、概算で 400 万円と見込まれる。 水道局発注工事の積算については、水道局総務部技術管理室より平成 29 年 3 月 15 日付で发出された、新水技第 116 号「設計積算基準及び情報公開に関する事項について（通知）」（以下「本件通知」という。）において、積算する工種により適用する積算基準を定めている。水道の浄配水施設における計装設備等のプラントの管理に直接関係する電気工事は「積算基準〔4 下水道〕」を適用し、水道の浄配水施設における建築物の照明設備等、建築物の付帯設備となるプラントの管理に直接関係しない電気工事は「公共建築工事積算基準」を適用することとされている。 本件工事は、給水管末端の水質を管理することを目的として、計装機器である水質自動分析装置を新設するものであり、計装設備の電気工事に該当することから、積算にあたっては「積算基準〔4 下水道〕」を適用すべきところ、誤って「公共建築工事積算基準」を適用していた。 また、同課は、本件通知があったにもかかわらず、平成 29 年度から令和 5 年度までの期間	当課職員に対し、適正かつ公正な設計積算業務が行えるよう、下記の再発防止措置を実施します。 ①本件の指摘事項に関して課内で情報共有を行い、職員の違算リスクに関する認識を改めます。 ②既存の設計書チェックシートに積算基準の確認項目を追加するとともに、設計者は総務部技術管理室へ積算基準に関して事前に協議する内容に改め、再発防止を図ります。	水道局技術部水質管理課

において、本来、「積算基準〔4 下水道〕」を適用すべき5件の工事についても、安易な前例踏襲により、本件工事と同様に誤った積算をしていた。 工事の積算誤りは受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。このようなリスクを内包しているにもかかわらず、組織として十分な確認を怠り、長期にわたり誤認したまま積算していたことは、同課のリスクに対する認識が希薄であるとともに、チェック体制が形骸化していたといわざるを得ない。 今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算能力の向上に向け日々研鑽するとともに、組織としてのチェック体制を見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。 【合規性】		
《指摘事項》 対象工事 ：仮設配水管布設工事（中他支5第2号） 及び配水管布設工事（秋重5第1号） 間接工事費の積算における施工地域区分を誤っていたもの 水道局技術部中央工事事務所が令和5年度に契約した「中他支5第2号 仮設配水管布設工事」及び秋葉工事事務所が令和5年度に契約した「秋重5第1号 配水管布設工事」（以下「本件工事」という。）において、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の積算にあたり、適用する施工地域区分を誤っていた。この誤りに伴う過小積算額はそれぞれ約280万円と約320万円である。 間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の積算は、工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、施工地域区分を考慮した補正係数を乗じて得た率を対象額に乘じることとされている。 本件工事は、施工箇所が厚生労働省の「水道事業実務必携（水道施設整備費に係る歩掛表）」に定められている「人口集中地区（DID地区）」（以下「DID地区」という。）であることから、施工地域区分を「大都市」として積算すべきで	今回の指摘事項を踏まえ、設計積算に関するチェック項目の見直しを行い、諸経費の取扱いについて確認を徹底するなど再発防止に努めます。	水道局技術部中央工事事務所 及び 水道局技術部秋葉工事事務所

あった。 DID 地区については、国土交通省国土地理院または総務省統計局が公表している DID 地図で示されている。現在は令和 2 年の国勢調査によるものが最新であるが、両工事事務所は DID 地図が更新されていることを認識しておらず、更新前の平成 27 年の国勢調査によるものを使用して確認していた。当該施工箇所は平成 27 年では DID 地区外であったが、令和 2 年では DID 地区内に更新されており、両工事事務所は最新の DID 地図による確認を怠っていたため、適用する施工地域区分を誤っていた。 工事の積算誤りは受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。このようなリスクを内包しているにもかかわらず、施工地域区分について、最新の DID 地図での確認を怠っていたことは、両工事事務所のリスクに対する認識が希薄であるとともに、チェック体制が形骸化していたといわざるを得ない。 今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算能力の向上に向け日々研鑽するとともに、組織としてのチェック体制を見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。 【合規性】		
--	--	--